

湯沢町への移住促進のための住宅取得補助金

県外に継続して5年以上居住し、湯沢町へ平成29年4月1日以降転入した若者夫婦（初回補助金交付申請時において、夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯）であること（独身者不可）。ただし、若者夫婦の一方が新潟県外に、もう一方が湯沢町を除く新潟県内に5年以上居住していた場合も同様とする。

ターゲット	35歳±5
ねらい	若い世代の移住を促進
対象住宅	平成29年4月1日以降に取得した新築住宅または中古住宅 ※併用住宅の場合は住宅部分が1/2以上
補助額	家屋分の固定資産税相当額 上限150千円/年
補助対象期間	5年間
上乗せ措置	湯沢町克雪住まいづくり支援事業補助金の交付を受けた方は、初回申請時に限り50千円上乗せ